

【工事成績評定の通知について】

設計金額が500万円以上の工事請負については、竣工検査が終了した後、工事成績評定点を受注者に通知いたします。

工事成績評定点の通知事務を円滑に行うため、受注者は、宛名(受注者の住所等)を明記し、84円切手を貼った封筒1通を、工事請負契約時に県有施設営繕課総務契約係へ提出してください。

なお、JV工事につきましては、共同企業体の代表者あてに通知しますので、代表者あての封筒1通を提出してください。